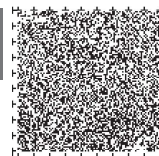


住宅のバリアフリー改修に伴う固定資産税（家屋）の減額 身 知 精



障がいのある人が居住する既存の住宅について、令和８年３月３１日までに、一定のバリアフリー改修工事が行われた場合、翌年度分の固定資産税額の３分の１が減額となります。なお、都市計画税については、減額措置はありません。

改修工事完了後、３か月以内に市に対して申告が必要になります。詳しくは、資産税課へお問合せください。

●減額対象家屋等について

・減額対象家屋の要件

- 用 途 …… 専用住宅（マンション等の区分所有家屋の専有部分を含む）
併用住宅（居住部分の面積割合が１棟全体の１／２以上）
- 要 件 …… 新築された日から１０年以上を経過した住宅で改修後の住宅の床面積が
５０㎡以上２８０㎡以下
《工事期間》改修工事が令和８年３月３１日までに完了

・減額の内容

- 対象税額 …… 一戸あたり１００㎡までに相当する額
- 減 額 率 …… ３分の１
- 期 間 …… １年

・工事内容要件

次の工事で、補助金等を除く自己負担額が５０万円超のものが対象

- ・廊下の拡幅
- ・階段の勾配の緩和
- ・浴室の改良
- ・便所の改良
- ・手すりの取付け
- ・床の段差の解消
- ・引き戸への取替え
- ・床表面の滑り止め化

・居住者の要件

次のいずれかの人が、申告時に居住していること

- ・６５歳以上の人
- ・障がいのある人並びに要介護認定、要支援認定を受けている人

●問合せ先

浜松市役所資産税課 ☎４５７－２１６５

少額預金・少額公債の利子非課税制度 身 知 精

種 類	限度額	対 象 者	区 分	窓 口
マル優 ※１	３５０万円	身体障害者手帳所持者 療育手帳所持者	非課税	各金融機関
特別マル優※２	３５０万円	精神障害者保健福祉手帳保持者 特別障害者手当受給者等		

※１ 銀行などの預貯金、貸付信託、公社債、公社債投資信託など

※２ 利付国債、公募地方債

